



「Keeperくん」

団体総合生活保険(団体長期障害所得補償)

病気やケガで長期間働けなくなったとき、
従業員のみなさんの生活を守るゾウ！

募集締切

2025年10月31日（金）

2025年10月31日（金）までに、WEB募集システム「e-CHOICE」にて
お手続きをお願いいたします。

保険期間 (補償期間)

2025年12月1日～2026年12月1日

保険期間は2025年12月1日午後4時より2026年12月1日午後4時までの1年間です。
保険期間開始前は補償の対象外です。（ただし、新規加入者に限ります。）

保険料 引去開始

2026年2月給与より

2026年2月給与から毎月保険料を控除させていただきます。実
際にご加入いただく場合の保険料は、WEB募集システムに記載の
保険料をご確認ください。

※保険料は介護医療保険料控除の対象となります。他の介護
医療保険料と合算して、所得税 については年間最高40,000
円が、住民税については年間最高28,000円が 所得金額から
控除されます。（2025年8月現在）

メールでの
お問い合わせはこちら



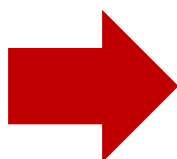
お問い合わせはお気軽に
株式会社エプソン保険センター

内線：711-4638
外線：0266-57-8030

お手続き方法

新規加入・更新手続きは下記WEBサイトよりお手続きください！

**Web申込サイト
はこちら**



スマートフォン・PC・タブレット
からWeb申込サイトへアクセス
してください。

<http://ezoo.jp/ds2/A007900EFD982512>

ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、
今年度の募集パンフレットやWEB募集システムに記載、表示の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了
承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店（株）アドバンテッジリスクマネジメント、株式会社エプソン保険センターまでご連絡ください。
なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

この保険は、セイコーエプソン株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、
保険契約を解約する権利等は原則としてセイコーエプソン株式会社が有します。

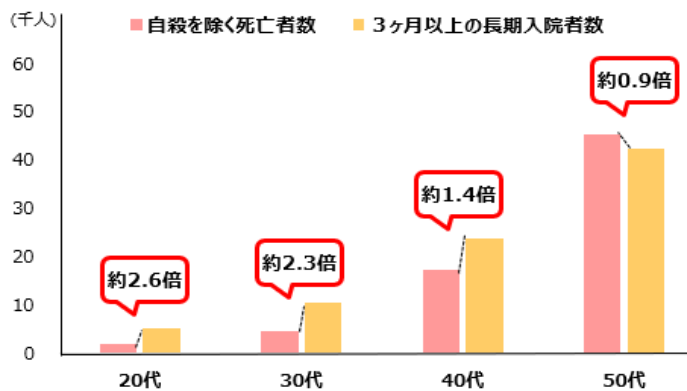
エプソンアヴァシス株式会社

病気 や ケガ で働けなくなった時、
あなたとご家族の生活を最長満**60歳**の誕生日まで補償します。



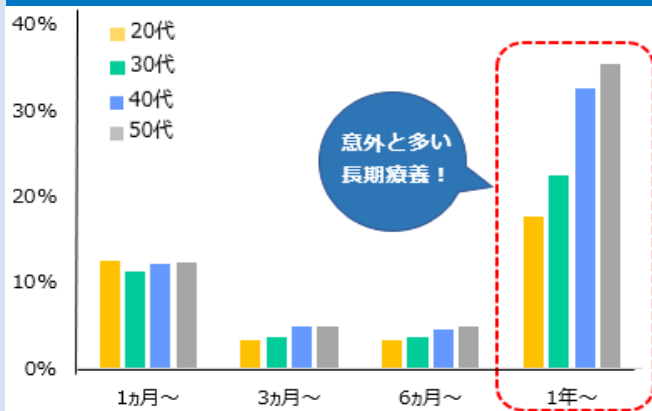
長期間働けなくなるリスクを考えてみましょう！

年齢別死亡者数と長期療養者数



出典：令和3年 患者調査および人口動態統計月報年計（厚生労働省）

療養期間分布



出典：令和2年 患者調査（厚生労働省）

<まとめ> 長期療養（働けなくなる）のリスクは、死亡のリスクより、0.9倍～2.6倍と高く、長期にわたる療養が必要な方は、年齢問わず1年以上療養する事が多いです。



保険の補償領域を見てみましょう！

所得変化リスク	収入の減少/途絶				追加費用（医療費）の発生						老後資金
原因/各種保険	死亡		就業障害/就業不能		入院		手術		通院		
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	
生命保険	○	○									△
傷害保険		○				○		○		○	
医療保険・入院特約	△	△			○	○	○	○	△	△	
がん保険	△※				△※		△※		△※		
個人年金型保険	○	○									○

団体長期障害所得補償は、この部分を補償します。

△：ご契約内容によっては補償されない場合もあります。

※：がんのみ

・生命保険は死亡時に備えるものです。・医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための保障といえます。・上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますので、ご注意ください。

●個人加入部分

業務上・業務外問わず傷病による休職が長期化し、60日を超えても職場復帰できない状態の場合に、補償します。
この給付は、仕事ができるようになるまでの期間、健康保険法上の標準報酬月額の高100%（Sプランの場合）を補償することができ、最長満60歳の誕生日まで補償されます！これで、長期療養の場合でも、全く収入がなくなるという状態を解消することができます。

エプソングループの

7,600名以上が

加入している
人気の制度です！



●会社加入部分

個人加入に加え、業務外の傷病による休職が長期化した場合に、「健康保険法上の標準報酬月額の60%」を最長37ヶ月間継続して補償を受け取ることができます。

※業務上の身体障害につきましては、補償対象外となります。

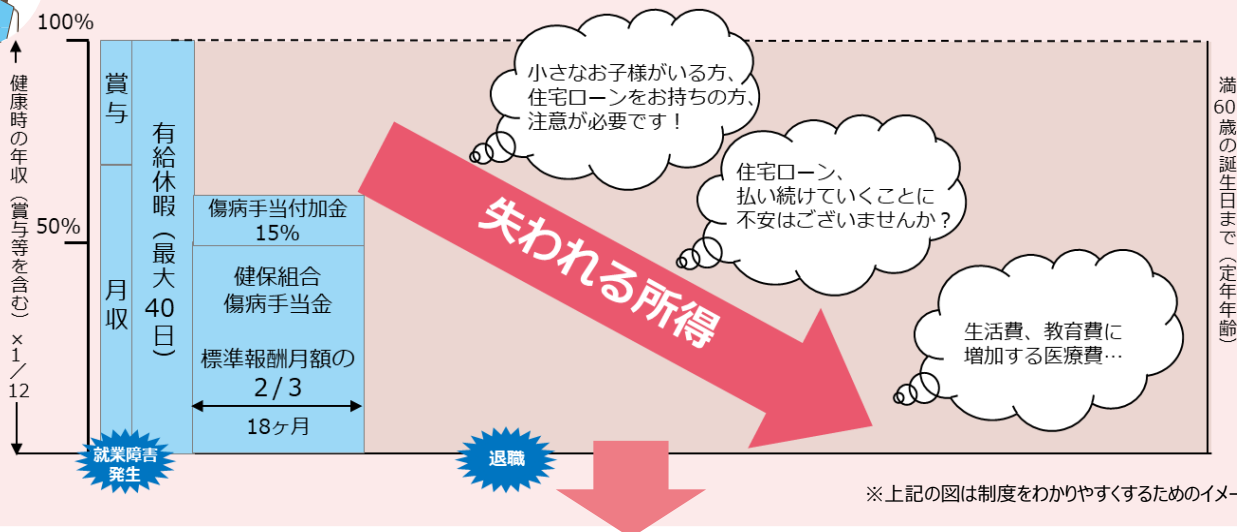
もっと詳しく
Keeperくん



<https://www.armg.jp/business/gltld/gvanime/>

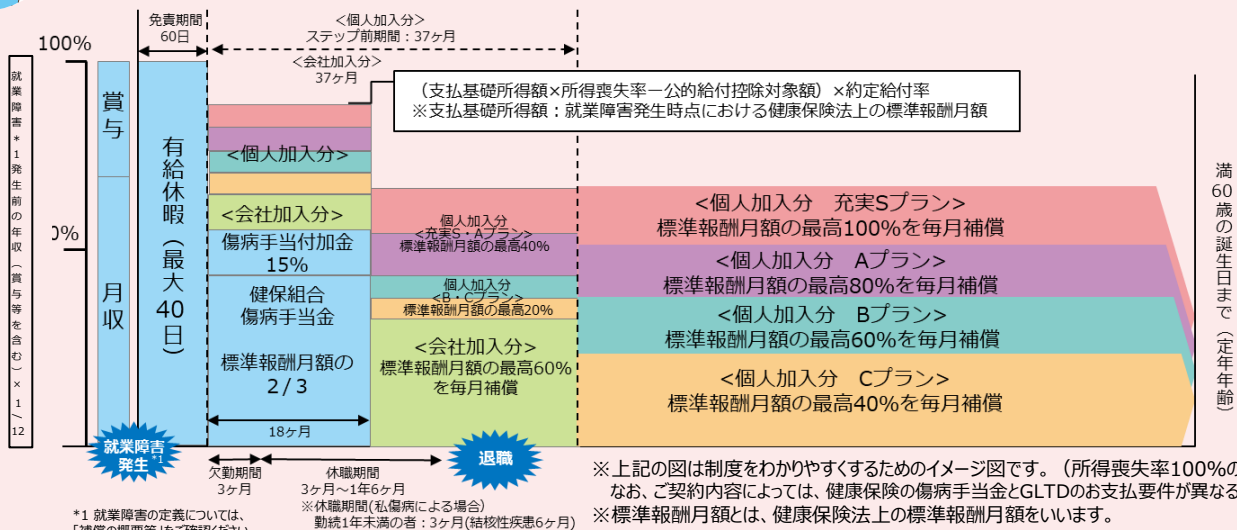


もしも、「Keeperくん」に加入していなかったら・・・



従業員の「安心・安全」 提供「自立・自律」支援

「Keeperくん」は、あなたが病気やケガで働けなくなった場合の個人加入プランをご提案します。



個人加入分+会社加入分で
Sプランの場合、毎月標準報酬月額の最高100%補償が可能に！

最長満60歳の誕生日までのロングな補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間の60日を超えてその状態が継続した場合に、最長満60歳の誕生日まで(3年に満たない場合は最長3年間)保険金をお受け取りいただけます。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記をご確認ください。

入院だけでなく自宅療養中も補償

入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払いの条件が満たされる限り、保険金をお受け取りいただけます。

復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失率に応じて保険金をお受け取りいただけます。

業務上・業務外を問わず補償

病気やケガの発生は、業務上・業務外、国内・国外を問わず補償対象です。日常生活中、仕事中、休暇中まで、国内・国外を問わずケガや病気で働けなくなった場合に保険金をお受け取りいただけます。
(自動車事故、転倒事故、スポーツ中の事故、列車事故、海難事故、転落事故等による就業障害など)
※会社加入分につきましては、業務上は補償外となります。

所定の精神障害も補償

気分障害(躁病、うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害は補償の対象となり、保険金を最長48ヶ月お受け取りいただけます。(ただし主契約のてん補期間を上限とします)

妊娠に伴う身体障害も補償(女性のみ)

妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害による就業障害についても補償の対象となります。ただし、通常の出産等は対象となりません。免責期間は90日となります。

保険金は全額非課税・保険料は介護医療保険料控除の対象

保険金は全額非課税で受け取ることができます。また保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、他の介護医療保険料控除と合算して、所得税については最高40,000円が、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。(2025年8月現在)

簡単な加入手続き

ご加入にあたっては、お申込みサイトの健康状態等のご質問に正しくお答えいただき、必須項目をご入力いただくだけで、お申込みいただけます。
(注) 告知書の内容によりましては、ご加入いただけない場合がございます。

団体長期障害所得補償 補償のあらまし

保険期間： 1 年

- 加入資格：エプソンアヴァシス株式会社の社員で、正式な雇用関係にある正規従業員、および、保険開始月に60歳の誕生日を迎える正規従業員で、2025年12月1日現在満60歳未満の方で正常に勤務している方。ただし、契約社員、非常勤、パート、アルバイト、週所定労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。 ※契約社員については、契約期間に定めのない者は、個別の契約に定めた上で対象とする場合がある。ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（2025年12月1日）の満年齢をいいます。
 - 保険期間：2025年12月1日午後4時より2026年12月1日午後4時まで1年間
 - てん補期間（*1）：満60歳の誕生日まで（年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は3年間）
 - 約定給付率：充実Sプラン：100% Aプラン： 80 % Bプラン： 60 % Cプラン： 40 % ただし、てん補期間開始後37ヶ月間は充実Sプラン・Aプラン：40%、Bプラン・Cプラン：20%とします。
 - 免責期間（*2）：60日
 - 特約：認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））（精神障害でてん補期間最長4年間（ただし、主契約のてん補期間を上限とします。））
妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約
- （*1）「てん補期間」とは：免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金をお支払いする期間はこの期間を持って限度とします。
（*2）「免責期間」とは：継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間（60日）をいい、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。
ただし、妊娠に伴う身体障害補償特約の免責期間は90日となります。

団体総合生活保険 補償の概要等
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問合せ先》までご連絡ください。）。

【団体長期障害所得補償（GLTD*1）定率型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。
*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1 か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝（支払基礎所得額*3×所得喪失率*4－公的給付控除対象額*5）×約定給付率 ただし、支払基礎所得額*3に約定給付率を乗じた額が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を約定給付率で除した額を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセトされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または9 0 日のいずれか長い期間とします。）。 *2 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1 か月を3 0 日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。本契約につきましては、就業障害発生時点における健康保険法上の標準報酬月額となります。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は1 0 0 %とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝1－ 免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額 ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 保険金支払方法は、定率・公的給付控除あり型となります。公的給付控除対象額は次の公的給付の合計額としますが、物価または貴金スライド部分は控除の対象となりません。 ①労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。ただし、一時金給付については、一時金給付を一時金算出するために給付基礎日額に乗じる給付日数で除した金額を保険金給付1 日についての控除額とします。 ②健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 ③国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付 ④日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。なお、対象とする給付が一時金で給付される場合には、①の取扱いに準じます。 *6 就業障害が開始した日の属する月の直前1 2 か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 *7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *8 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいい、免責期間*1の終了した月から1 か月単位で計算します。 *9 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *10 就業障害が終了した後、その日を含めて1 8 0 日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセトされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセトされる場合は、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1 年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 *1 「団体長期障害所得補償基本特約」の主契約のてん補期間を上限とします。 *2 初年度契約の保険始期の直前1 年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1 年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：定義C）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が2 0 %超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*7」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が2 0 %を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

「Keeperくん」

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

Q & A

Question1 他の保険(生命保険、医療保険、傷害保険)とどこが違うのですか？

Answer

団体総合生活保険(団体長期障害所得補償)は、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入を補償するものであり、最長満60歳の誕生日まで保険金を受取ることが可能です。(注：病気の種類や復職後の状況によっては、満60歳まで補償しないことがあります。また、団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）は病気やケガで働けなくなった場合の給与の一部を補償する保険です。ローンや生活費等の実費を補償するものではありません。)死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。

Question2 グループ保険またはALPS君遺族保障部分(死亡保障)と同じ保険ですか？

Answer

いいえ、違います。グループ保険またはALPS君遺族保障部分は、保険期間中に死亡された場合または所定の高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。Keeperくんは、ご自身が生きている時の補償で病気やケガで働けなくなった時、ご本人が収入の一部として受給できる保険です。
なお、Keeperくんには配当金はありませんが経験損害率による修正率・団体割引(30%)を適用しています。

Question3 どのような場合に保険金を受け取れますか？

Answer

免責期間(※1)を超えて、病気やケガで働けない状態が続いたときに保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。なお、免責期間中は、実際に会社に出勤していないことを確認させていただきます。
※パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読下さい。

Question4 いつまで保険金を受け取れますか？

Answer

最長満60歳の誕生日まで受取ることができます。(年齢によって、てん補期間(※2)が3年に満たない場合は最長3年間) ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。
・被保険者(※3)が死亡したとき
・就業障害(※4)が残らず復職したとき
・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上になったとき
※精神障害の場合は、Question 5・Answer欄のとおりとなります。

Question5 精神障害でも保険金を受け取れますか？

Answer

はい。「Keeperくん(団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))」に付帯される認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については、免責期間終了後、最長で4年間で限度に保険金をお受取りいただけます。
(ただし、主契約のてん補期間を上限とします。)
なお、アルコール依存、薬物依存等一部対象とならない精神障害もございます。

Question6 退職しても保険金を受け取れますか？

Answer

はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお受取りいただけます。

Question7

一部復職とはどのような状態ですか？また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか？

Answer

一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%を超える所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。

免責期間終了かつ傷病手当金給付終了後、一部復職した場合の保険金は、
 $\{\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} (1 - \text{回復後の所得} \div \text{健康時の所得}) - \text{公的給付控除対象額}\} \times \text{約定給付率}$
の計算により算出します。

【例】・就業障害発生時点の支払基礎所得額 * : 30万円 * 健康保険法上の標準報酬月額

・約定給付率 : 60%

・回復所得額(※5) : 健康時の所得の60%(所得喪失率40%)

・公的給付控除対象額 : 0円

受取保険金 = $\{30\text{万円}(\text{就業障害発生時点の支払基礎所得額}) \times 40\%(\text{所得喪失率}) - 0\text{円}(\text{公的給付控除対象額})\} \times 60\%(\text{約定給付率}) = 7\text{万}2\text{千円}$ となります。

Question8

中途解約できますか？また解約時には保険料が戻りますか？

Answer

はい。可能です。

解約を希望される場合は株式会社エプソン保険センターまでご連絡ください。

内線 : 711-4638、外線 : 0266-57-8030

E-mail : Epson_Hoken@exc.epson.co.jp

解約時の保険料戻りはありません。

Question9

標準報酬月額が下がりました。保険金は就業障害発生時の標準報酬月額で計算されますか？

Answer

はい。就業障害発生時の健康保険法上の標準報酬月額に対して保険金額の計算がなされます。

Question10

業務中の事故は対象になりますか？
労災補償期間中、個人加入プランの補償はありますか？

Answer

はい。任意加入分は業務中に被った身体障害でも補償の対象となります。なお、支払保険金の計算は公的給付控除対象額を控除した額が支払われます。また、労働災害による就業障害の場合でも、保険金支払条件を満たす限り保険金をお受取りいただけます。

Question11

就業障害が再発した場合の取扱いはい？

Answer

就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までに、前回の就業障害の原因となった身体障害（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって就業障害が再発したときは、同一の就業障害として新たに免責期間、てん補期間を設定せずに保険金をお支払いします。

Question12

健康診断結果では「異常あり」と判定されましたが、その後精密検査を受けた結果、「異常なし」と診断されました。告知の対象となりますか？

Answer

告知対象外となります。検査結果が最終的に「異常なし」の場合には「なし」とご回答ください。

Question13 保険金に税金はかかりますか？

Answer いいえ、全額非課税です。(2025年8月現在)

Question14 払込保険料は年末調整の保険料控除の対象となりますか？

Answer はい。介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料控除と合算して所得税については年間最高40,000円が、住民税については年間最高28,000円が所得金額から控除されます。なお、この取り扱いは2012年1月以降のものであり、今後の税制改正によって変わることがあります。(2025年8月現在)
※この保険は損害保険商品ですが、税金控除の際は介護医療保険料控除枠となります。

Question15 今まで健康状態告知に該当して加入できなかったが、現在良くなり治療を終了しています。この場合は加入できますか？

Answer 2021年度より加入できる方の条件が以下の通り緩和されました。
①告知日時点で、病気やケガで入院中、または入院か手術をすめられていない方
②告知日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院がない方
③告知日より過去2年以内に「がん、上皮内がん」「精神の病気」の医師の診断がないこと、またそれらの病気のため検査・治療(投薬を含む)を受けるように指導されていない場合はご加入いただけます。
詳細は加入依頼書「健康状態告知書」をご確認ください。

Question16 月額保険料の算出基準は何ですか？

Answer この保険は毎年、所得・団体契約の始期日時点の年齢・性別等により保険料が計算されます。所得に変更があった場合や、年齢群(20～24歳、25～29歳、30～34歳等と、5歳ごとの保険料設定)が変わった時に保険料が変わります。
その他、団体割引率等や保険会社の保険料(料率)変更があった場合に変わることがあります。

Question17 傷病以外の理由で長期休務している時は、対象となりますか？

Answer 傷病以外の理由(産休・育休・介護休)で長期休務され、休務期間中に傷病により60日を超えて「就業不能状態」となった場合等に、保険金支給の対象となる可能性があります。
(例：入院、医師の診断・指導による自宅療養など)

用語のご説明

- ※1「免責期間」とは、継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間をいいます。
この期間は、保険金お支払いの対象外となります。
- ※2「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から起算する、保険金お支払いの対象となる限度期間をいいます。
- ※3「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- ※4「就業障害」とは、被保険者が被った身体障害の直接の結果として就業に支障が生じている所定の状態をいいます。
- ※5「回復所得額」とは、免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

・「所得」とは、業務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入(例えば利息収入など)は除きます。

補償の内容は「Keeperくん(団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))」のP1～P4をご覧ください。
詳細につきましては、代理店または保険会社におたずねください。

【取扱代理店】

幹事代理店 株式会社エプソン保険センター	非幹事代理店 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
〒392-8502 長野県諏訪市大和3-3-5 内線:711-4638 外線:0266-57-8030	〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー9階 TEL 0120-921-387 (営業時間 平日10:00～16:00)

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課)グローバルリスクマネジメント本部
電機情報サービス部営業第一チーム
〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアWEST11階
TEL：03-3285-1862

【非幹事】

損害保険ジャパン株式会社